

JICA 短期専門家派遣報告書 (ドラフト)

派遣国名： アフガニスタン
氏名： 田中由美子
指導分野： ジェンダー政策
配属機関： 女性課題省
派遣期間： 2002年9月9日—30日
専門家所属機関： JICA 国際協力専門員
報告書提出日： 2002年 9月 27日

I. 業務の内容

アフガニスタンの女性の社会的・政治的状況を分析し、アフガニスタンのジェンダー政策・行動計画づくりに向けた情報収集を行い、各省庁間のジェンダー政策に関するネットワークを図る。

II. 派遣期間と配属先

派遣期間は2002年9月9日—9月30日で、配属先はアフガニスタン移行政権女性課題省であった。活動の日程表は添付資料1、面談者リストは添付資料2を参照。

III. 主な業務と現状分析

(1) 女性課題省の現状と動向

女性課題省は、アフガニスタン暫定政権のもと2001年12月に設置され、初代大臣にはシマ・サマール氏¹が就任した。緊急ロヤ・ジルガ(2002年6月)後に発足した移行政権下においても、女性課題省は存続することになったが、新たにハビバ・サラビ大臣²が就任し、シマ・サマール氏は人権委員会委員長に転任した。

ソラビ大臣就任後、約3ヶ月が経過し、その間、各省庁のジェンダー・フォーカル・ポイントの選定、女性課題省職員へのジェンダー研修やコンピューター/英語研修、カブール市内および地方のいくつかの州における女性支部・センターの開設、第一回目のドナー会合などが実施された。

活動計画案策定のためのドナー会合 (Workshop of the Gender Programme Working Group of the Ministry of Women's Affairs)

9月19日には、国連女性開発基金 (UNIFEM) の主催で、女性課題省の来年度概算要求案を作成するための、ドナー、NGO の合同セミナーが開催された。女性課題省は、2003年3月—2004年3月までの女性課題省活動計画案を策定し、以下の7つの優先分野および具体的アプローチを提示した。(計画案の詳細は添付資料3)。

¹ シマ・サマールは、クエッタに本部がある Shuhada という NGO の代表を務めている。緊急ロヤ・ジルガにおいて、彼女の発言に対して宗教的・原理主義的な政府代表者からの反発を受け、自ら大臣のポストを辞退し人権委員会委員長に就任した。

² ハビバ・ソラビもシマ・サマール同様にハザラで、カブール大学薬学部出身。WHO 奨学金で6ヶ月インドに留学。ナジブラ政権下では、Institute of Medical Studies に教授として勤務していたが、その後タリバンが学校や病院を閉鎖してしまったので、パキスタンに逃れた。パキスタンでは女性のためにさまざまな活動をしていたが、HAWCA という NGO の代表にもなり、カブールに戻ってきた。この NGO の活動のためにバルクとサマンガンにいたため、緊急ロヤ・ジルガには参加していなかった。カルザイが彼女を女性大臣に任命しようとしたときになかなか連絡がつかなかったため、就任発表が遅れたということである。

女性課題省活動計画案：

- ・ 優先分野：女性の法的・政治的権利、安全・保護、社会・文化的権利、教育、経済、健康、メディアと情報
- ・ 具体的アプローチ：女性課題省の組織強化、全国的な体制作り、ドナー調整と協議、ジェンダー主流化（メインストリーミング）

この会合には、[✓]ソラビ女性省大臣、UNIFEM 代表を始め、女性課題省の各部局の代表、地方の女性局職員、ナショナル NGO (Afghan Women's Resource Center、Afghan Women's Network、ACTED) インターナショナル NGO (CARE、Save the Children)、国連機関 (UNAMA、UNICEF、UNFPA、WFP)、二国間援助機関 (USAID、GTZ、JICA) など、約 80 名が参加し、朝 9 時から午後 6 時までジャーマン・クラブを会場にして討議した。JICA からは田中および久保田（企）の 2 名が参加した。

冒頭、ソラビ大臣が基調演説した。大臣は、「女性課題省は前身が女性アソシエーションという NGO であり、そのアソシエーションがかつて実施していた職業訓練部分を引き継いでいる、財政的な問題に直面している、8 つの局を設けたが最も重要なのは法律局と社会・文化局であり女性のさまざまな権利を守っていくことが大きな課題である」と述べた。女性課題省には、全国に 567 名の職員がいるが（内 243 名が正規の専門職員、124 名はパートタイム）、さらに 32 名の専門職員が必要である。全国の 32 州に女性センターを設置し、職員を各 25 名配置したい。現在までに 9 州において女性センターを設置したが、2002 年度内には合計 15 州に開設したい。カブール市内の女性センターは、GTZ の支援ですでに 5 ヶ所(区レベル)開設している。自分が就任してから多くのドナーからの支援を受けた。今後はプログラム・セクレタリアート(PS)³を設置して調整をしていきたい、ということだった。

UNAMA のジェンダー・アドバイザーの役割は、女性課題省に対する政策支援、State Minister との連携、国連機関の調整、政府予算獲得、ジェンダー計画策定などへのアドバイスなどである。また、UNIFEM は、プログラム・セクレタリアート設置を支援し、女性課題省の行動計画策定のための技術協力を行ってきた。セクレタリアートのもとにジェンダー・プログラム・ワーキング・グループが構成され、JICA もそのメンバーに入っている。2-3 ヶ月ごとに会合を開催する。現在、国連の枠組みによる予算獲得と、国家予算概算要求という 2 つの予算獲得のための準備が急務だということである。概算要求の締め切りは 10 月末になっている。

³ドナー調整のためのプログラム・セクレタリアート (PS) は、教育省や保健省にも設置されているということであるが、省庁がイニシアティブをとるというより、実際には国連機関や特定のドナーの影響力が大きいようである。

JICAの女性課題省に対する支援計画の詳細は、このドナー会合の報告書案が作成され、同省に対する主要なドナー（USAID, GTZ, UNIFEM, JICA）の間で十分な協議を重ねてからでないと実現性の高いものはできないという感想を持った。現段階では予算規模も予算項目も明確ではなく、どのドナーにどの部分の支援をしてほしいのかもわかっていない。また女性課題省の組織も8部局ということだが、職員によって認識が異なるようであるので、確認が必要である。きちんと書かれた組織図がまだ作成されていない。女性課題省は予算年度が始まる来年の3月までに組織体制を固めたいと考えているようだが、概算要求に際して組織体制案を固める必要があるのではないかと思われる。

女性センター支援のための主要ドナー会合

上記のワークショップに引き続き、9月26日の午後、女性課題省大臣室で、女性大臣、女性副大臣、UNIFEM, USAID, JICAで会合を持った。この会合では特に女性センターへの支援に関する主要ドナー調整を行いたいということだった。女性センターは、女性課題省の活動計画のなかでも主要な部分を占めている。GTZも主要ドナー（コア・ドナー）であるが、今回は都合で欠席した。

女性大臣は、冒頭、「女性センターの目標、どのような基準で作るのかについて、関心のあるドナーとの間で協議したい。いくつかのドナーが女性センターに関心を持っているので調整したい。女性センターをカブール市内（16区）と32州に設置することは、現在のアフガニスタンの女性の社会経済的状況を改善するために優先課題である」と述べた。

女性センターは、平和構築・復興支援に向けた重要な拠点になる。その機能としては、以下のようなものを考えているということである。

- ・ 戦争のトラウマに悩んでいる女性たちのメンタルヘルスケアの提供
- ・ タリバンによって教育を中断された女性や女子の識字教育、多くの子供を抱え困窮している戦争寡婦のための職業・技術訓練（縫製・刺繍、コンピューターなど）
- ・ 収入向上活動（養鶏、野菜、手工芸品、じゅうたん、食品加工など）
- ・ 無医村が多く、妊娠・出産によって亡くなったり、後遺症をかかえている女性や、たとえクリニックがあっても社会的・文化的・経済的理由でアクセスできない女性たちのための健康サービスの提供と普及
- ・ 戦争により土地を奪われた女性たちのための法律相談
- ・ 除隊兵士を夫に持つ女性たちがこうむっている家庭内暴力からの保護や一時避難所の提供
- ・ 働く女性たちのための託児所

アフガニスタンの現状においてこのような女性センターの整備は、女性たちが生きる力を回復し、社会参加していくための重要な拠点になる。地域のニーズにより活動内容

の組み合わせはことなると思われるので、地域ごとのニーズ調査が必要である。

UNIFEM は4カ所の女性センター設置を支援したいが、ハードではなく活動内容への支援を主体としたいと考えている。USAID は、カンダハル、パルワン、ヘラートなどにおいて女性センター設置を支援したい旨、意思表示をしている。女性課題省としては、JICA に、カブール市内の女性センターへの支援およびガズニ、サマンガン、バグララン、パクテイカ、ハラハ、マザリなどの州で女性センターを設置してほしいという意向を表明している。今回は第1回目の主要ドナー会合であったので、引き続き GTZ も含めて協議することになった。

女性課題省の法律局の活動

今回、法律局の活動を視察することができた。法律局は、同省の中でも現在最も活発な活動を展開しているという印象を受けた。弁護士の資格を持った職員が5名おり、判事 (Judge) も1名いる。さまざまな女性が法律相談に訪れている。職員は、必要に応じて法務局の担当部署を紹介したり、カウンセリングも実施している。家庭内暴力や離婚に関する財産権、親権の相談が多らしい。女性課題省は、州や郡の女性センターを開設した際には、同様のサービスを地方でも展開したいと考えている。

カブール市内には女性刑務所があり、現在30名程度の女性が入所している。しかし、罪状がはっきりしなかったり、無実の罪で入獄させられたり、婚約者との婚前交渉、離婚が成立していないための重婚の罪など、日本では考えられないようなケースで長い間入所させられている女性が多い。自分が被害者であるにもかかわらず逆に部族や家同士の争いに巻き込まれて入所させられている女性もいた。

女性課題省の法律局の職員は毎週のように女性刑務所を訪問し、救出のための交渉を重ね、救出後にはシェルターを紹介したりしている。最近、ドイツの NGO の支援で刑務所の中庭に井戸が設置され、毛布やじゅうたんも支給され、識字教室なども開催されるようになり、劣悪だった環境も多少改善された。

問題は、女性に不利な現行の刑法の見直しができていること (家族法、DV 法も含め)、救出の手続きに時間がかかることに加え、多くの子どもも母親と一緒に刑務所の中で生活していること、食料が配給されないので家族が支給するしかないため十分な食料が入手できないこと、冬季に向けて衣類が不足していること、技術訓練の機会がなく何もすることがないこと、身寄りのない女性は出所してシェルターに入れれば幸運であるが、そうでなければすぐに生活に困ってしまう、などである。

今後、女性の入所者が増加はすれ減少はしないと思われるので、この分野に対する支援が必要であると思われる。しかし、JICA が実施できるスキームは限られているので、法整備支援、NGO 連携、シェルター設置への支援などを視野にいれ、どのような方策が可能なのか検討していきたい。

ソラビ女性大臣の訪日

ソラビ女性大臣は、9月20日付け福田官房長官（男女共同参画担当大臣）からの招待状を受け、9月30日から10月4日まで訪日することになった。招待状には、内閣府はアフガニスタン女性支援懇談会を2月に設置し、女性課題省への支援を検討していること、男女暴平等分野におけるアフガニスタンと日本の協力を促進したい、という趣旨のことが書かれてあった。Ms. Hawa Noorestani⁴という女性課題省出版局長、およびUNFPA アフガン事務所代表⁵が同行する予定である。

ソラビ大臣に対して、内閣府のアフガニスタン女性支援懇談会や男女共同参画局の役割、JICA のジェンダープログラムの概要などについてブリーフィングを行った。UNFPA から、大臣のスピーチ原稿の草案を作成してほしい旨、要請があったので草案を作成した。

女性大臣の日程としては、9月30日の午後にJICA 総裁表敬、10月1日の午前にはリプロダクティブヘルスの議連会合（南野千恵子議員、小宮山洋子議員など）、午後はUNFPA のシンポジウム参加、10月2日には、横浜女性フォーラム視察、官房長官表敬、アフガニスタン女性支援懇談会との会合、官房長官レセプションなどが予定されている。日本の女性センター視察を入れてほしい旨、参画局に連絡しておいたので、アフガニスタンの女性センター設置に参考になると思われる。

アフガニスタン女性支援懇談会は、以前から女性大臣の招聘を希望していたが、今回やっと実現した。大臣の訪日により、アフガニスタンの女性に対する支援が本格化、継続化することが望まれる。

日本への研修生受け入れ

本年11月に、東京で実施される集団研修「男女共同参画セミナー」（JICA/内閣府男女共同参画局）に、女性課題省から2名参加することになった⁶。さらに、来年1月頃に、3名の個別研修を実施する予定である。この3名は、女性課題省の技術訓練校長と出版局職員ということである。JICA アフガニスタン業務室と共同で女性センターや職業訓練校などの視察を含めたプログラム作成をする予定である。

⁴ Ms. Hawa Noorestani は、Department of Publication の局長で、局の職員は13人。女性ニュースの発行を管轄。ジャララバード出身、現在30歳。Bayazid Rokhan Faculty というカレッジでジャーナリズム専攻。タリバン時代を除いて、17年間女性課題省の前身の女性アソシエーションで働いていた。海外に逃げていなかったため、英語は堪能ではない。15歳の長女を筆頭に娘が4人、息子が一人いる。夫は army general だったが現在失業中。

⁵ Mr. Peter Huff-Rousselle, Chief of Operations, UNFPA/Afghanistan.

⁶ Ms. Amiri Nasiba (34歳) および Ms. Shima Shima Khinjani (22歳) で、両者とも現在、女性大臣の秘書をしているが、将来的にはジェンダー研修、技術研修担当職員になるということである。Ms. Nasiba は、カブール大学出身（数学専攻）で、クエッタで10年間教員として働いていた。Ms. Shima は、カブールのホーム・スクールで女性の識字教育をしていた。

(2) ドナー調整の現状と動向

女性課題省に対しては、これまで USAID が建物の修復、ジェンダー研修、英語・コンピューター研修、米国への研修生の招聘（1 ヶ月間、15 名のコンピューター・英語研修）、ミシンなどの供与をしてきた。今後は、女性の職業組合のようなネットワークを作って、手工芸品などを海外に輸出する計画もある。また、USAID は地方の女性センター設置についても積極的に支援したいと考えているので UNIFEM や JICA との調整が必要である。

GTZ は、カブール市内の女性センターの設置・運営支援などを 6 ヶ月の期限付きで行ってきたが、その後も市内の女性センター支援を継続する計画である。市内の女性センターというのは、3 - 4 部屋を借りた家で識字教室や洋裁などの技術訓練をするという程度のもので、規模はきわめて小さい。

UNFPA は、大臣室の内装整備、コンピューターや料理教室の機材、託児所の整備などを支援してきたが、最近では人口・家族計画などへの支援が中心になってきているので女性課題省に対する支援にはあまり積極的ではない。

UNIFEM は、アフガン人で海外において仕事をしてきた経験を持つ女性省職員 1 名とアドバイザー 1 名の給与を支払っており、省内の重要なポジションにつけている。今後も女性課題省全体の取りまとめをしていきたいと考えており、女性課題省内に設置するプログラム・セクレタリアート（PS）にも、自前の職員を局長として就任させ、直接コントロールする計画を持っている。

世界銀行は、総裁の Contingency Fund から 10 万ドルを女性課題省に供与する予定である。これは、女性課題省のキャパシティー・ビルディングと州レベルの活動に当てられる予定であるが、基本的には給与以外のものに何でも使用できるということである。ただし、透明性を確保するために、支出ごとに財務省の承認が必要になる。11 月にはアフガン世銀事務所付きのジェンダー・アドバイザーが長期赴任してきて、世銀のジェンダー戦略を来年 3 月までに作成する予定。

他のドナーや NGO も女性課題省に対して、さまざまな支援をしているが、額も大きく長期的にコミットしている主なドナーは、現在のところ、USAID、GTZ、UNIFEM、JICA の 4 者であると思われる。

(3) その他のジェンダー動向

State Minister for Women's Affairs(国家女性課題審議官)

今回、初めて女性担当 State Minister である Prof. Mahboobah Hoquqmal(フコクマル教授)に面談した。彼女は、現在カブール大学政治・法律学部長でもあり、ロヤ・ジ

ルガ委員会⁷の副議長も務めた著名な学者である。イスラム法、アフガニスタンの憲法や、国連女性差別撤廃条約などにも精通している。タリバンにより家族が投獄され、彼女も命の危険にさらされたので、しばらくペシャワールに逃れていた。そこで女性弁護士協会なども立ち上げ、NGO 活動をしていた。

State Minister というポジションはよくわからないが、大統領府内に執務室がある。大統領府には 5 人のアドバイザー・ミニスターがいて、カルザイ大統領に直接アドバイスをするということであるが、彼女の立場はそれよりもっと独立性が高いということだった。主な任務は、次の憲法ロヤ・ジルガの準備として憲法草案委員会において憲法の草案をすること、次のロヤ・ジルガにもっと多くの女性が参加するように全国的に働きかけること、家庭裁判所の設置の検討、イスラム法における女性の離婚、親権についての知識を女性に普及すること、法廷に訴える方法を知らせること、女性に自分たちの権利を知らせ、男性にも女性が同等の権利を持っていることを知らせることなどである。女性課題省は、女性問題を具体的に扱うが、ここでは主に政策や法律の草案を作成するということだった。女性弁護士協会などの組織をカブールでも作りたいと思っている。組織されれば 100 以上の女性弁護士、判事、検察官などが登録するだろうということだった。

女性課題省のみならず、この State Minister への日本からの政策アドバイザーの派遣なども必要なのではないかという感想を持った。このポジションは、カルザイ大統領とも直結しており女性政策立案や制定などを行うということであり、女性課題省よりむしろ政策官庁である日本の内閣府男女共同参画局の立場に近いような印象を持った。ここを中心に、ナショナル・マシナリー（男女参画国内本部機構）の形成を実施していくべきではないかという感想も持ったが、今回は調査時間が十分にとれなかったので、さらなる情報収集は後任の短期専門家に委ねたい。

カブール大学政治・法律学部 女性指導者養成学科

前述のフコクマル教授の要請で、カブール大学長に面談した。カブール大学には現在 1,200 人の女子学生がいる（男子学生は 6,000 人）。世銀の支援で、女性リーダー養成学科（Department of Women Leaders）が設置され、法律、政治、行政、ビジネス・マネージメント、コンピューター、英語などを教える。将来、各方面での女性指導者の養成をしたいということである。登録しているのは 10・15 人くらいで、Department Chair にはアフガン・アメリカ人が就く予定。世銀総裁の contingency fund として、25 万ドルの基金を創設して、その利子（年間約 1 万ドル）でこの学科の運営をすることになっているが、月 900 ドルくらいしか使えないので、不十分だということである。この中から Department Chair に毎月約 500 ドルの給料を支払う⁸。1 年目のみ 5 万ド

⁷ ロヤ・ジルガ委員会には女性が 3 名いた。

⁸ 大学長の 1 ヶ月の給料は 100 ドル、教員の給料は 40-80 ドルということである。

ル使用することができるが、カリキュラムもまだ十分開発されていないので協力してほしいということだった。

さらに将来的にはジェンダー研究センターのような部署も設置したいと考えているが、これまで男女共学にすることに努力してきたので、女性だけの学科にしたいわけではないということだった。ジェンダー研究にはぜひ男子学生が入ることが重要だということだった。できれば、日本のジェンダー研究センターのようなところと、人事交流（教員及び学生）のようなことから始めたいということだった。また、カブール大学には大学院がないので、海外で学生に修士や博士号を取得させたいということである。

この件に関しては、日本に持ち帰って検討したいが、後任の短期専門家にも実際に授業が開始されたら見学して、実態調査をしてほしい。

IV. 今後の課題

女性支援短期専門家

9月26日から山本佳恵短期専門家が女性支援（女性課題省支援）分野で赴任してきた。12月12日まで滞在予定。これで女性課題省へは、3回目の短期専門家派遣になった。山本専門家の主なTOR案は以下の通りである。

- ・ 現状分析に基づく女性課題省を中心とする支援計画案の策定
- ・ ジェンダー視点に立った社会経済調査計画案の策定（カブール、バーミヤン、カンダハルなど）
- ・ 国家女性課題審議官への政策支援の可能性調査
- ・ カブール大学への支援の検討

さらに今回、十分に時間がとれなくて調査しきれなかった以下のような項目についても、できれば引き続き情報収集していただきたい。

- ・ AACA が創案している国家開発計画におけるジェンダーへの取り組み状況
- ・ 国連の Annual Consolidated Appeals の過程とジェンダー予算配分・項目
- ・ ナショナル・マシナリー体制（大統領府、女性課題省、他省庁、有識者などを含む）とその政策策定・施行・モニタリング・評価体制
- ・ 女性課題省の組織図（案）の入手
- ・ State Minister の機能と支援可能性
- ・ カブール大学ジェンダー研究分野への支援の可能性
- ・ 他のドナーの動向（Habitat のコミュニティフォーラムなども含め）
- ・ 草の根無償資金協力でバーミヤンに建設中の女性センターの進捗状況や今後の運営体制を Shuhada 代表（シマ・サマール氏）、ならびにハビバ大臣と協議する（シマ氏は現在米国にいるが、10月中旬に帰国予定）（安全状態が確認できれば、現地視察もお願いしたい）

- ・ 予定していた各省庁のジェンダー・フォーカル・ポイントの会合がキャンセルされてしまったので、各省庁のジェンダー担当に関する情報収集
- ・ 女性課題省にはプログラム・セクレタリアート(PS)という事務局が設置され、ジェンダー・プログラム・ワーキング・グループが作業をするが、その作業に継続的にかかわっていないと日本の支援の効果があげられない恐れがあるので、長・短期のジェンダー専門家を継続的に派遣する可能性についても検討していただきたい。

ジェンダー分野における日本のアフガニスタン支援の現状と計画

駒野大使から、日本としてはアフガニスタンに対してジェンダー分野として何をしているのか、今後何をしようとしているのか、まとめてほしいと言われているので、女性課題省への支援のみならず、女子教育、女性の健康、インフラ整備（放送システム、公共交通、道路建設、井戸や上水道など）、農村開発、草の根無償、一般無償、日本の NGO への支援、国際機関への支援なども含めた全体の構想をまとめて、パンフレットなどを作成する必要があるのではないかと思われる。これはアフガニスタン女性支援懇談会の監視機能としてイニシアティブをとる必要があるかもしれない。

V. その他

JICA パキスタン事務所のアレンジにより、往路イスラマバードおよびラワルピンディで女性関連の活動を視察することができた。女性開発省のもとに、州や郡に女性センターが設置されていて女性の識字教育や技術・職業訓練をしている。アフガニスタンの先行事例としてその成果や課題などを分析・調査しておくことが重要だという感想を持った。訪問した範囲では、女性センターやポリテクはよく運営されているようであり、需要も高いという印象を受けたが、自立発展性に関してはよくわからなかった。また、パキスタンの女性・ジェンダー支援に関しても今後検討していく必要があると思われる。女性開発省の事務次官からは、女性の政治参加促進および高齢化対策に対して協力してほしいという要望が出された。主な訪問先は以下の通り。

- ・ 女性ポリテク：コンピューター、オフィス・マネージメント、縫製、建築学など
- ・ 女性福祉開発センター：JOCV が 2 名配属されている技術訓練所
- ・ 女性開発・社会福祉・特別教育省の事務次官との会合
- ・ 女性 Crisis Center：女性開発省が設置。DV、離婚、親権、ダウリーの相談が多い。
- ・ アフガン難民のスラム居住地（UNHCR）：20 年近く居住している難民。
- ・ ラワルピンディ女性センター：職業・技術訓練
- ・ 女性議員との会合：女性地方議員が全国で 4 万人選出されたが政府の対応が不十分。
- ・ Aurat Foundation：女性情報普及活動、家族法改革の監視、DV 法の法制化。
- ・ イスラマバード在住の青年海外協力隊員との会合（約 10 名）

VI. 添付資料

- ① 添付資料 1 : 業務日程
- ② 添付資料 2 : 面談者リスト
- ③ 添付資料 3 : 女性課題省の活動計画案 (日本語訳)
- ④ 添付資料 4 : Invitation for Participation in the Workshop of the Gender Programme Working Group of the Ministry of Women Affairs
- ⑤ 添付資料 5 : Draft 19 September 2002: Ministry of Women's Affairs of Islamic Transitional State of Afghanistan, Programme Plan for the Financial Year of March 03 – March 04
- ⑥ 添付資料 6 : 訪問先ごとの面談票

以上

DRAFT
19 September 2002

MINISTRY OF WOMEN'S AFFAIRS OF THE ISLAMIC TRANSITIONAL STATE OF AFGHANISTAN

PROGRAMME PLAN
FOR THE FINANCIAL YEAR OF MARCH 03 – MARCH 04

VISION

Afghanistan will be a peaceful and prosperous country in which men and women enjoy security, equal rights and opportunities in all aspects of life.

MISSION STATEMENT

The mission of the Ministry of Women's Affairs is to ensure that women's basic legal rights (economic, social, political, cultural rights); create opportunities for a productive social freedom; ensure that the rights are practiced and protection from violence are respected and maintained within Afghanistan's cultural values.

PRIORITY PROGRAMME AREAS

1. LEGAL AND POLITICAL RIGHTS

- Bringing about change in the constitution and legislation to improve women's rights through the activities of the Legal Unit of the Ministry of Women's Affairs.
- Raising awareness of women and men on human/women's rights.
- Legal counseling for women through the Women's Centres at provincial and district levels.
- Ensuring and creating opportunities for women's full participation in the political processes including national census and local/national elections, and minimum 25% representation by women in Loya Jirga and other national and local assemblies.

2. SECURITY/PROTECCION

- Creation of appropriate shelter for poor widows and their children.

- Creation of safe environment for women and girls in all public and domestic spheres (e.g. educational institutions, hospitals, streets, work places, public transport, agricultural fields, etc.)
- Creation of security forces that are sensitive to women's security needs (e.g. women police) for a better security and protection measures for working women
- Creation of opportunities for conflict resolution and promotion of peace education.
- Protection of women against domestic violence through family counseling and other activities at the Women Centres.

3. SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS

- Gender awareness programmes.
- Educating women and men on women's rights in Islam.
- Social and cultural activities suitable for women's physical, psychological and spiritual development.
- Psycho-social counseling for women through Women's Centres.

4. EDUCATION

- Provision of day-care centres at the Ministry.
- Home-based education in absence of formal education opportunities through Women's Centres in liaison with the Ministry of Education and other organizations.
- Professional and vocational training through Women's Centres in liaison with the Ministry of Labour and Social Welfare.

5. ECONOMIC

- Creation of employment opportunities for women.
- Quick impact income generation projects for women.
- Ensuring women's access to local and international markets and trade.
- Creation of labour union for women workers.

6. HEALTH

- Providing health and reproductive health education (family planning) to women through Women's Centres and in liaison with the Ministry of Health and other organizations.
- Ensuring maximum opportunities for admission of women to medical and para-medical schools, universities, vocational and professional schools.

7. MEDIA AND INFORMATION

- Supporting media training for women.
- Supporting the creation of special radio and TV channel for women.
- Supporting the appointment of women decision-makers in media.
- Supporting women's publications such as women's magazines, article, poems and posters

PRACTICAL STEPS TO ACHIEVE PRIORITIES

In order to implement the above priority programmes, the Ministry of Women's Affairs will take the following practical aspects:

8. ORGANISATIONAL DEVELOPMENT

- The Ministry of Women's Affairs should restructure in order to create relevant departments for the achievement of the above priorities and develop the skills of the staff. This is essential for improving the quality of service delivery and policy development of the Ministry. Organizational development will comprise of:
- Setting up new departments appropriately (research and information gathering) to build capacity of units in order that the MOWA staff members are trained for a better organizational structure.
- Strengthening the departments on planning, international relations, personnel & finance.
- Providing training to the staff responsible on women's rights, management, finance, IT, and other areas of need in the Ministry.

9. NATION-WIDE INFRASTRUCTURE FOR WOMEN

The Ministry of Women's Affairs will SET UP Women's Centres in provinces and districts to ensure that information is available about women's situation and services can be provided to them all over the country. The activities of the Women's Centres will be as follows in close collaboration with other Ministries, national NGOs and international agencies:

- Centre-based and home-based literacy.
- Vocational training and income generation.
- Legal and social counseling.
- Awareness-raising on women's and human rights.
- Health and reproductive health education through family planning departments
- Other activities specific to the local needs e.g. traditional birth attendants (Dais)

10. COORDINATION AND CONSULTATION

- a) Creation of a Gender Programme Group which will work under the control of the Ministry of Women's Affairs to coordinate the programmes of the Ministry of Women's Affairs with other Ministries, national NGOs and international agencies.
- b) Annual consultation meetings with regional representatives of Ministry of Women's Affairs and other women leaders across the country.
- c) Ensuring close collaboration with the State Minister for Women, other Ministries, NGOs, donors, public, etc.

11. GENDER MAINSTREAMING

The Ministry of Women's Affairs will put all efforts and will ensure that all government Ministries take women as half of their target group and provide appropriate opportunities for provision of services to women. This will include:

- a) Drafting of a National Action Plan on Gender participation in rebuilding process of Afghanistan by the Gender Programme Group under the control of the Ministry of Women's Affairs. The National Action Plan on Gender will complement the National Development Framework of the Islamic Transitional State of Afghanistan.

- b) Training of gender focal points in other Ministries on gender role and responsibilities in rebuilding process.
- c) Conduct workshops, seminars, regular consultation meetings on issues of relevance to gender mainstreaming.

女性課題省の年間計画（案）

（2003年3月－2004年3月）

I. ビジョン：

アフガニスタンは、男性と女性が生活のすべてにおいて安全、平等な権利と機会を享受できるような平和で繁栄した国家となるであろう。

II. 目 標：

女性課題省の使命は、女性の基本的法的権利（経済、社会、政治、文化的権利）を確保し、生産的な社会的自由の機会を創造し、アフガニスタンの文化的価値の中ですべての権利が実行され、暴力からの保護がなされることである。

III. 優先的分野

1. 法的・政治的権利

- ・ 女性課題省の法律部門の活動を通じて、女性の権利を向上させるために憲法や法律の改正をする
- ・ 女性・男性に対して女性権利および人権教育をする
- ・ 州および郡の女性センターにおける女性に対する法律相談
- ・ 国勢調査・選挙への女性の参加およびロヤ・ジルガへの女性の25%の参加促進を通じて女性の政治過程への参加を促進

2. 安全・保護

- ・ 貧しい未亡人や子どものシェルターの設置
- ・ 公私にわたる女性の安全な環境確保（教育施設、病院、道路、職場、公共交通、農業のフィールドなど）
- ・ 働く女性の安全確保に配慮した安全体制の確立（女性警察官など）
- ・ 武装解除、平和教育
- ・ 女性センターにおける家族カウンセリングなどを通じた女性への暴力防止

3. 社会・文化的権利

- ・ ジェンダー覚醒プログラム
- ・ イスラム教における女性と男性の権利についての教育
- ・ 女性の肉体的、心理的、精神的発展にふさわしい社会文化的活動

- ・ 女性センターにおける心理的・社会的カウンセリング

4. 教育

- ・ 女性課題省における託児所の設置
- ・ 教育省などとの連携に基づき、女性センターにおけるノンフォーマル教育
- ・ 労働・社会福祉省との連携に基づき、女性センターにおける職業・技術訓練

5. 経済

- ・ 女性の雇用創出
- ・ 女性対象の早期収入向上プロジェクト
- ・ 国内外のマーケットおよび貿易への女性のアクセス
- ・ 女性労働者のための労働組合の形成

6. 健康

- ・ 保健省などとの連携による女性センターにおける女性の健康やリプロヘルス教育（家族計画）
- ・ 女性の医療関係学校、大学、職業・専門学校への最大限の機会の提供

7. メディアと情報

- ・ 女性へのメディア研修への支援
- ・ 女性を対象とした特別なラジオやテレビ番組制作への支援
- ・ メディアにおける意思決定者への女性の登用への支援
- ・ 女性雑誌、記事、詩、ポスターなどの発行への支援

IV. 具体的アプローチ：

1. 組織強化

- ・ 上記のような活動を実行するために女性課題省の職員の能力向上を図るとともに、適当な部局を設置するための組織改革を行う。これは女性課題省のサービスの質の向上と政策策定に不可欠である。
- ・ 女性課題省のスタッフの能力向上および組織体制づくりのために、調査・情報収集に関する新たな部署の設置
- ・ 計画、国際関係、人事および財務に関する部署の強化
- ・ 女性課題省に必要な、女性の権利、マネージメント、会計、ITなどを担当する職員の研修

2. 全国的な体制作り

女性課題省は、女性の状況に関する情報および女性が必要とするサービスが

全国的に提供されるよう、州および郡レベルで女性センターを設置する。女性センターの活動は、他の省庁、ナショナル NGO、国際機関などとの緊密な連携によって、以下の通りである。

- ・ 女性センターおよび家庭における識字教育
- ・ 職業訓練および収入向上
- ・ 法的、社会的カウンセリング
- ・ 女性の権利および人権についての覚醒
- ・ 家族計画局などを通じた健康・リプロヘルス教育
- ・ 地域のニーズに基づいた活動（伝統的助産婦など）

3. 調整と協議

- ・ 女性課題省と他の省庁、ナショナル NGO、国際機関などのプログラム調整のために女性課題省の管轄下で機能するジェンダー・プログラム・グループを設置する。
- ・ 女性課題省の地域の担当者や地域の女性リーダーなどとの年次協議の開催
- ・ 国家女性課題審議官 (State Minister for Women's Affairs)、他省庁、NGOs、ドナー、一般市民などと緊密に協力する。

4. ジェンダー主流化 (メインストリーミング)

女性課題省は、すべての省庁がそれぞれの施策の対象グループの半分は女性であるとし、女性に対して適当なサービス提供をするよう働きかける。

- ・ 女性課題省の指揮のもとに、ジェンダー・プログラム・グループにより、アフガニスタンの復興プロセスにおいてジェンダー国家行動計画を策定する。ジェンダー国家行動計画は、アフガニスタン移行政権の国家開発枠組みの補完的なものである。
- ・ 他省庁のジェンダー・フォーカル・ポイントに対して復興過程におけるジェンダー役割や責任について研修を行う。
- ・ ジェンダー主流化についてワークショップ、セミナー、定期会合などを開催する。

以上
(仮訳：田中)